HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1970年代以降の博物館における連携活動に関する施策の変遷
Author(s)	卓, 彦伶
Citation	研究論集, 17, 1（左）-29（左）
Issue Date	2017-11-29
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgsl.17.l1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67971
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_001_cho.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/rjgsl.17.l 1

1970 年代以降の博物館における連携活動に関する施策の変遷

卓　　彦　伶

要　旨

本稿の目的は，文献調査を通して，これまでの博物館連携に関する施策の変遷を整理することを目的とする。

本稿は，1971（昭和 46）年以降の生涯学習施策における法令・答申などを通して，博物館における連携に関する施策の概要と変遷を①生涯学習体系へ移行するための基盤整備期（1971 年～1991 年），②教育改革や地方分権などの動きに対応する施策期（1992 年～2003 年），③連携対象および生涯学習の概念の拡充期（2004～2011），④地域社会における多様な主体との連携の再構築期（2012 年～2016 年）の 4 つの時代に分類し，概観する。

1．はじめに

1965（昭和 40）年にユネスコ世界成人教育推進国際委員会で生涯教育の概念が提唱され，日本では 1970 年代から，施策などに反映されるようになった（岩永　2012：61-62）。1971 年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では，学校教育，家庭教育，社会教育の有機的な関係構築を図る必要性を指摘したことで社会教育における連携の方向性がつけられた（伊藤　2016：9-10）。それ以降，生涯学習施策のもと，博物館を含めた社会教育施設における諸施策が展開されてきた。

また，1990 年代のバブル崩壊に伴い，これまでの中央主導型の行政を改め，各種の規制を緩和して民間の活力を引き出し，地方分権の推進により，地方自治体の自主性を発揮できるようにすることが求められる。このような社会環境の変化を受け，日本博物館協会は 21 世紀に対応する博物館のあり方の調査検討を進め，その成果を 2001（平成 13）年 6 月に報告書『「対話と連携」の博物館 ── 理解への対話・行動への連携 ──【市民とともに創る新時代博物館】』にとりまとめた（日本博物館協会　2003：4-5）。この報告書では，21 世紀に望まれるのは，「『知

識社会』における新しい市民需要に応えるため，『対話と連携』を運営の基盤に据え，市民とともに新しい価値を創造し，生涯学習活動の中核として機能する，新時代の博物館である」とされている（日本博物館協会　2001：1）。

以上のように，博物館を取り巻く経営環境が大きく変化し，博物館の社会的役割が問い直されることにより，地域社会との多様な連携がこれまで以上に求められている。

また，山本（2011：57）は博物館と博物館学は法令に左右されており，博物館学史を整理する際に，博物館関連法令を整理する必要があると指摘している。博物館学史の編成に関する研究は，加藤（2000），青木（2010；2011），山本（2011）などがあるが，博物館の連携史に特化した研究は行われていない。そのため，博物館連携に関する施策の変遷と博物館学での研究動向の把握は行われていないのが現状であり，博物館における連携活動に関する全体像を概観する必要があると考える。

したがって，本稿は，1971（昭和 46）年以降の生涯学習施策における法令・答申などを通して，博物館における連携に関する施策の概要と変遷を①生涯学習体系へ移行するための基盤整備期（1971 年～1991 年），②教育改革や地方分権などの動きに対応する施策期（1992 年～2003 年），③連携対象および生涯学習の概念の拡充期（2004～2011），④地域社会における多様な主体との連携の再構築期（2012 年～2016 年）の 4 つの時代に分類し，概観する。

2．研究手法

本稿で扱う文献の収集は，北海道大学附属図書館と文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで行った。1971（昭和 46）年以降の法令・答申・報告などにおける博物館に関する連携の考え方の変遷を把握するために，文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが出版した『博物館に関する基礎資料』を中心に確認した。また，1971（昭和 46）年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では，教育施策に初めて生涯教育という言葉を用いられ，家庭教育・学校教育・社会教育の有機的な統和の必要性が打ち出された。したがって，本稿の調査対象を 1971 年以降に設定した（付属資料 1 ）。

3．生涯学習体系へ移行するための基盤整備期（1971 年～1991 年）

1971（昭和 46）年から 1991（平成 2 ）年までの時期では，生涯学習社会へ移行するための施策整備のもと，地域格差を解消するための連携が謳われた。また，学校教育への依存から脱却するため，学校教育と社会教育の連携の必要性が提起された。したがって，この時期を生涯学習体系へ移行するための基盤整備期に設定した。

3-1　各法令・答申・報告における連携に関する内容概要

3-1-1　1971（昭和 46）年「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」

1971（昭和 46）年，社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では，人口構造の変化，家庭生活の変化や高学歴化など社会的条件の変化によって，高まってきた国民の学習需要に対応するため，社会教育のとるべき方向性を提言している。とくに生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することを検討課題として提起している。

この答申では，日本の教育施策においてはじめて生涯教育という言葉が用いられた。生涯教育を社会的条件の変化への対応として捉えているものである。また，戦後，日本の社会教育施設は増加しているなか，その絶対数はまだ少なく，地域間の普及状況にも格差があるという課題があった。これに対して，充実したサービスを提供するために，社会教育施設間の連携体制を作ることと他の関係施設との連携の必要性を提言した。そこでは，博物館における課題について，地域格差を解消するため，巡回展の実施や資料の借与などの博物館間の相互協力が必要であるとしている。さらに，この答申から，学校教育への過大な期待に対する反省として，家庭教育・学校教育・社会教育の有機的な統合の必要性，すなわち学社連携への基本的な考え方が打ち出された。

3-1-2　1973（昭和 48）年「公立博物館の設置及び運営に関する基準」

1973（昭和 48）年文科省告示第 164 号「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（平成 15 年 6 月廃止）は，博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 2 項に規定する公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準を定め，博物館の健全な発達に資することを目的とするものである。本告知と同時に出された文部省社会教育局長通達「公立博物館の設置及び運営に関する基準の取り扱いについて」（平成 15 年 6 月廃止）では，博物館間の連携について，「博物館の事業をより効果的に行うためには，他の博物館等と共同して調査若しくは研究を実施し，特別展を企画し，資料を分担して収集し，若しくは保管し，又は相互に資料を貸借する他の博物館と相互に協力し連携することが望まれる」と述べている。

3-1-3　1979（昭和 54）年「地域社会と文化について」

1979（昭和 54）年の中央教育審議会答申「地域社会と文化について」では，戦後の経済成長によって，人々の生活水準は向上し，高学歴社会，高齢化や自由時間の増大など，文化活動に対する欲求も増大しつつあるという社会背景のなか，地域社会における文化活動の意義について「文化活動は日常生活に根ざしたものあるから，日常生活の基盤である地域社会と深く関連している」としている。また，文化活動を盛んにするために「文化活動圏」の考え方を提示された。そこでは，地域社会における文化活動に関する施策における「文化活動圏を考慮した場の整備」について，「それぞれの文化活動圏においては，隣接地域の施設との有機的関連を考慮しつつ，特色ある施設を設置し，広く利用に供するような配慮が必要である」としている。

この答申では，地域社会における文化活動の意義を示したうえで，文化活動に対する行政と民間との調和・連携を図ることの重要性を提起した。文化活動を通じて，人々に地域に対する愛着や帰属感を持たせつつ，地域社会の振興に役に立つことが期待できるとしている。また，地域住民の知識や経験を取り入れることによって文化活動に寄与する考え方もあげられた。

3-1-4　1981（昭和 56）年「生涯教育について」

1981（昭和 56）年の中央教育審議会答申「生涯教育について」では，1971（昭和 46）年，社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」に基づき，生涯教育に関する現状と課題を答申した。

この答申では，生涯学習の定義を「人々が自己の充実や生活の向上のため，その自発的意志に基づき必要に応じ，自己に適した手段・方法を自ら選んで行う学習」としている。さらに，生涯教育における課題について，「我が国にあっては，人々の教育・学習のための機会は，公的あるいは民間諸部門の努力や活力によって豊富に存在するが，生涯教育の観点からみれば，なお吟味・改善を要する部分や，相互の連携・協力をより適切に進めるべき点が少なくない」と指摘されている。また，学校教育との連携・協力についても工夫・改善を図る必要がある」とも指摘されている。さらに，生涯教育を推進するために，施設間の連携の強化，学習情報の提供などにおいて充実を図る必要性が述べられている。また，各年齢層に対しても社会参加を通して学習を発展させるような整備が必要であるとされている。

3-1-5　1985（昭和 60）年から 1987（昭和 62）年 4 次の「教育改革に関する答申」

1985（昭和 60）年から 1987（昭和 62）年にわたって，臨時教育審議会は 4 次の「教育改革に関する答申」を発表し，生涯学習体系への移行を図っていくことが重要であるとした。そのなか，1986（昭和 61）年の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第二次答申」では，学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図るため，「青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくためのボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する」と打ち出した。

1987（昭和 62）年の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第三次答申」は，「生涯学習を進めるまちづくり」が必要であると提唱し，「生涯学習社会にふさわしい，本格的な学習基盤を形成し，地域特性を生かした魅力ある，活力ある地域づくりを進める必要がある。そのため，各人の自発的な意思により，自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ，地方が主体性を発揮しながら，まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していく」と提言した。

1987（昭和 62）年 8 月の「教育改革に関する第四次答申」（最終答申）では，「学校中心の考え方を改め，生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかねば」と述べている。そこで，生涯学習体制を整備するため，「家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携」が必要であると強調した。

この 4 回の答申では，「生涯学習体系への移行」の必要性を主張するとともに，各地域の特性に即した学習基盤を形成することによって，人々の地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図り，まちづくりを進めるように，行政や民間などと連携しながら，整備することが必要であると示されている。この答申から，「生涯学習」という言葉が用いられており，これまでの教育を与える側の視点から，学習をする側の視点に移っていることを意味すると考えられる。

臨時教育審議会の答申を経て生涯学習政策が本格化する 1980 年代以後，戦後社会教育の中心施設であった公民館・図書館・博物館の役割は大きく変化し，社会教育の環境醸成を主務とする社会教育行政自体のあり方も変質してきた（松岡　2006：13）。

3-1-6　1986（昭和 61）年「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」

1986（昭和 61）年社会教育審議会社会教育施設分科会報告「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」では，ボランティア活動の意義について「我が国では，ボランティア活動といえば身体障害者の介護など，いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向があったが，ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである」とし，近年では生活水準の向上や自由時間の増大などで，ボランティア活動に求めるようになってきた傾向がみられると示している。また，「ボランティア活動は，一面ではさまざまな相互の触れ合いのなかで，教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている」としており，古くからボランティア活動の郷土愛などの精神も含まれており，ボランティア活動が新しいコミュニティの形成に貢献することに期待することができるとしている。このことから，ボランティア活動を広くとらえる意義があると述べている。

また，社会教育施設の整備とともに，「社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し，利用者と施設とが一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになること」が望まれる。その際，社会教育施設間の連携や地域内の諸施設との連携を図ることが重要であると示している。

以上のように，この報告では，これまでのボランティア活動は社会福祉活動として捉える傾向に対して，今後のボランティア活動をより広くとらえるべきであると指摘されている。社会教育施設におけるボランティア活動の意義について，地域の人々が積極的にボランティア活動に参加することによって施設が活性化されるという点に注目した。

3-1-7　1990（平成 2）年「生涯学習の基盤整備について」

これまでの一連の生涯教育に関する動きを踏まえ，1989（平成 1）年文部大臣諮問「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」に応えるものとして，1990（平成 2）年に中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」を答申した。

生涯学習の考え方と現状について，「社会教育は，これまでも地域の諸課題に応じて大きな役割を果たしてきており，その重要性は一層高まっている。今後は特に，青少年の学校外活動・地域活動，女性の社会参加の増大に伴い必要となる学習活動，さらには高齢者の充実した生活

設計をささえる学習活動を促進することが重要である」と示している。さらに，生涯学習を振興する際，国や地方公共団体に期待する役割について，「人々の学習が円滑に行われるよう，生涯学習の基盤を整備し人々の生涯学習を支援していくことである」としている。

この答申は，1970 年代から生涯教育への移行を図る一連の政策における動きをまとめた形として，今後の生涯学習社会に向けた基盤整備に関する注意点と課題を提起した。生涯学習を地域の諸課題へ対応する役割として位置づけられており，生涯学習の基盤を整備し，人々の学習を支援すべきであると提起した。

3-1-8　1990（平成 2）年「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）

1990（平成 2）年 6 月成立，7 月 1 日に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）は「生涯学習」に関する初めての法律である。この法律は，主に①生涯学習の振興に資する都道府県の事業（第 3，4 条），②地域生涯学習振興基本構想（第 5 条），③生涯学習審議会の設置（第 10 条），という 3 つの施策が盛り込まれた。

また，この法律では，基本構想について，「生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことができることに関する基本的な構想」（第 5 条）と述べており，都道府県での生涯学習において，民間の教育機関や事業の積極的な活用を提起する点が注目される。

この法律の成立により，生涯学習振興を進めるための国及び都道府県における法的な体制の整備が図られた。

3-1-9　1990（平成 2）年「博物館の整備・運営の在り方について」

1990（平成 2）年社会教育審議会は 1988（昭和 63）年文部大臣から諮問「新しい時代に向けての社会教育施設の整備・運営の在り方について」を受け，社会教育施設分科会で「博物館の整備・運営の在り方について」を報告した。

日本では，所得水準の向上，自由時間の増大，高齢化の進行などに伴い，人々の学習意欲が高まって，生涯学習へのニーズも高まっているなか，博物館にも生涯学習を振興するための役割として機能することが課せられてきた。この報告は，「生涯学習時代を迎えて，博物館が地域において，生涯学習を支援する中核的な施設として一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した」ものとして位置付けている。博物館における課題については，「館種に応じた『特色ある』博物館として，資料の収集・保管・展示，研究活動，教育普及活動等の充実を図るほか，サービスの向上を目指して博物館相互間あるいは他の生涯学習関連施設等との連携協力を行うネットワークを推進するなどの基盤を整備することも重要な課題の一つである」と指摘された。

「教育普及活動の多様化と充実」では，博物館の継続的な利用を促進するため，「友の会」などの組織の充実が望まれることも示されている。「学校教育との関係の緊密化」について，「子

供の時から学習活動の中に博物館の利用が位置付けられ，生涯にわたって楽しい学習の場として博物館に親しむ素地を培っておくことが大切である。そのためには，今後，学校側においても博物館と連携し，学校教育の中で博物館を利用する機会を増やし，見学や体験学習等を通して学習指導の効果を高めるとともに，博物館についての十分な理解を深めるよう努めることが重要である」としている。また，「情報ネットワークの形成」について，博物館は「地域内の他の生涯学習関連施設と協力し，生涯学習に関する情報提供を行うためのシステム構築に積極的に参画することが望まれる」としている。

この報告では，生涯学習社会に期待される博物館の役割が示されている。ボランティア活動を「社会参加」，「生きがい」を高めるという自己実現の機会として位置づけるとともに，人材の活用を通して博物館活動の活性化を進めることが目的とされている。さらに，生涯学習の理念のもと，子どもに博物館を親しむために学校教育と連携する必要性も提供された。また，今後，利用者により豊富な情報を提供するため，博物館と他の関連施設間とのネットワークの形成に努める必要があると示された。

3-2　小括（1971 年～1991 年）

3-2-1　生涯学習体系へ移行するための施策整備

1971（昭和 46）年の社会審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」は従来の社会教育を生涯教育の観点から再構築する必要を提起した。それ以降もこの考え方に基づき，この時期の各答申・報告などにおいて，社会的条件の変化によって，とくに人々の生活のゆとりから生じる学習欲求の高まりを強調したものが多く見られる。

また，1985（昭和 60）年から 1987（昭和 62）年にわたって，臨時教育審議会が答申した 4 次の「教育改革に関する答申」では，「生涯学習体系への移行」を提唱し，従来の教育を提供する側の立場の「生涯教育」から，学習者の立場に立った「生涯学習」へと変わったのである。そのうえで，生涯学習の条件整備や環境醸成を強調している。さらに，1990（平成 2）年には，生涯学習に関する初の法律「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が成立・施行された。

3-2-2　学校教育への過度な依存から脱却するため，学社連携を提唱

1971（昭和 46）年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では，博物館に生涯教育システムを構築する観点から，教育課程との関連を考慮した組織的学習活動の強化を求めている。松岡（2006：117）によれば，「この時点では，家庭を含む学校外教育を子供の発達環境として重視する姿勢が提示されたに過ぎなかった」である。

また，1981（昭和 56）年中央教育審議会答申「生涯教育について」から，学校教育と社会教育との連携・協力，いわゆる学社連携の重要性が示されるようになった。これまで学校教育を中心とした教育体系を改め，生涯学習体系への移行を目指すため，学校教育と社会教育と連携

する必要性が提起された動向がみられる。

この時期の連携は，学校教育と社会教育のいずれか一方が主体となって，他方がその活動に協力するという考えが主流で，余計な仕事としての双方の負担感が増し，かえって連携がスムーズに進まなかったとも指摘されている（渋谷　1996：17-30；清水　1996：43-61）。

3-2-3　ボランティア活動による社会教育施設の活性化

1979（昭和 54）年の中央審議会答申「地域社会と文化について」では，地域住民の知識や経験を取り入れることによって地域の文化活動に寄与する考え方があげられた。

また，1981（昭和 56）年の中央教育審議会答申「生涯教育について」では，各年齢層に社会参加できるように整備する必要があるとされている。1986（昭和 61）年の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第二次答申」にも，学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図るため，ボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する必要性を提起した。

1986（昭和 61）年社会教育審議会社会教育施設分科会報告「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」では，今後のボランティア活動をこれまでより広くとらえるべきであるとし，社会教育施設におけるボランティア活動を導入する意義について，地域の人々が積極的にボランティア活動に参加することで施設が活性化されるという点を挙げられた。

4．教育改革や地方分権などの動きに対応する施策期（1992 年～2003 年）

1992（平成 4）年から 2003（平成 15）年までの期間では，学校週五日制や総合的な学習時間の導入などの教育改革によって，博物館と学校との連携の推進が見られる。この時期の生涯学習施策では，90 年代以降の地方分権などの社会変化に対処するため社会教育行政でのネットワークの必要性が提起された。したがって，この期間を教育改革や地方分権などの動きに対応する施策期に設定した。

4-1　各法令・答申・報告における連携に関する内容概要

4-1-1　1992（平成 4）年「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」

1992（平成 4）年，週休 2 日制や学校週 5 日制の導入などによって社会一般の休日が拡大し，青少年の余暇活動の充実が課題になってきた。このような現状を踏まえて，青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議は「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」（審議まとめ）を発表した。

青少年の人間形成にとっては日常生活での生活体験・活動体験を豊富にすることが必要であるとの認識に基づき，学校週五日制に伴う休日の拡大等は学校外におけるこの種の活動の基盤強化につながるものとしてとらえ，そのためには自由に選択できる多様な活動の場や機会を整備すべきだと述べている。

また，地域の社会教育の中心となっている公民館，図書館，博物館や文化活動の拠点である文化会館は，子供のみを対象としたものではないが，施設によって，子供の活動に配慮した試みがみられるとしている。さらに，各施設が子供の興味・関心に応じた活動の場として提供したり，学校外活動に関連した事業を行う拠点として有効活用を図ることが期待できると述べている。

このように，ここでは，社会教育施設の整備充実に努めるとともに，学校教育では，学校外活動に配慮した事業の展開や施設の整備と一層進めることが望まれると示している。

4-1-2　1992（平成 4 ）年「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」

1992（平成 4 ）年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」では，生涯学習社会を「人々が生涯いつでも，自由に学習の機会を選択して学ぶことができ，その成果を適切に評価されるような社会」と定義している。

また，生涯学習の基本的な考え方について，人々の学習成果を地域や社会に活かせる機会や場所を確保することが必要であるとし，「生涯学習の成果を地域や社会で生かしていくことは，これから学習しようとする人々や，現在学んでいる人々にとってもよい刺激となって，生涯学習への意欲を一層高めることにもつながるものである。このため，今後，人々の生涯学習の成果を発表する機会や場を増やしたり，職場や地域で，その成果を活用できる機会や場を拡充することが重要な課題となっている」と示している。

この答申では「ボランティア活動の支援・推進」について，ボランティア活動について，「ボランティア活動は，個人の自由意思に基づき，その技能や時間等を進んで提供し，社会に貢献することであり，ボランティア活動の基本的理念は，自発（自由意思）性，無償（無給）性，公共（公益）性，先駆（開発，発展）性にあるとする考え方が一般的である」と述べている。

さらに，ボランティア活動の現状と課題については，これまで，社会福祉分野でのボランティア活動が多いなか，社会教育施設や企業においてもボランティア活動が発展してきており，高齢者や青少年など，様々な人々がボランティア活動に参加する動きも出てきているという現状が述べられている。

以上のように，この答申では，今後の生涯学習の振興方策として，ボランティア活動が挙げられ，その現状と課題をまとめた。

4-1-3　1994（平成 6 ）年「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について ── 新たな連携・協力システムの構築を目指して ──」

1994（平成 6 ）年，生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について ── 新たな連携・協力システムの構築を目指して ──」では，人々の学習環境をめぐる状況が近年大きく変化してきている中で，これまで学習活動の基幹的な施設として人々に親しまれてきた公民館，図書館，博物館等の社会教育施設は，学習機会提供の中心的な機関として，今後も大きな役割を果たしていくことが期待されている。

市町村における学習サービスの現状と課題について，公民館，図書館，博物館など社会教育施設では，学習機会の提供及び学習情報の提供とともに，学習成果を生かした社会参加活動への支援などの施策が展開されていることがみられる。しかし，「社会教育施設等の事業の現状を見ると，現代的課題や専門的テーマにかかる学習の機会が少ないこと，多様化する学習者のニーズに対応し得る選択性の高い学習プログラム等の開発が十分でないこと，同じような内容やレベルの学習機会の重複が一部に見られること，他の生涯学習関連機関との連携・協力への配慮があまりなされていないことなど，課題も少なくない」としている。

また，今後，より多様化，個別化する学習機会を提供するため，市町村における「広域的対応の必要性」について，次のように示している。

> 市町村は，学習ニーズの多様化や人々の生活圏の拡大を踏まえ，行政区域を越えて，他の市町村との共催事業の実施や施設の相互利用の促進，事業実施に際しての共同での広報活動など，各市町村の特色に応じた連携・協力を推進していくことが重要である。

さらに，国立の社会教育施設は，「ナショナルセンターとしての役割をふまえ，その機能を強化し，全国的な生涯学習に関する情報の収集・提供，先導的な学習プログラムの研究開発，指導者養成など地域の社会教育施設の活動を積極的に支援していくことが重要である」と提言した。

このように，この答申は，より多様な学習機会を提供するため，各市町村での広域的対応の必要性を提唱するとともに，その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するための取り組みの必要性を示している。

4-1-4　1996（平成 8 ）年「地域における生涯学習機会の充実方策について」

1996（平成 8 ）年生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」は，1992（平成 4 ）年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が出されてから，国・地方を通じて生涯学習振興のための関連施策が積極的に展開されたなか，生涯学習社会の実現という大きな目標に照らしてみると，改善すべき点がまだ多く残されている。

また，博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設について，地域住民の学習ニーズを的確に把握し，それに応えた学習機会を提供することを求め，「変化する社会の中で充実した生活を営んでいくためには，様々な現代的課題についての理解を深めることが必要になってくる。例えば，地球環境の保全，国際理解，人権，高齢社会への対応，男女共同参画社会の形成などの課題がある。学習機会を提供する側においては，こうした現代的課題の重要性を認識し，そのための学習機会の充実を図ることが強く求められる」とし，現代的課題に関する学習の積極的拡充が必要であるとしている。

このように，この答申はこれまでの議論を踏まえ，施設間ネットワークとともに人的ネットワークの形成が課題であること，施設の活性化にボランティアが有効であること，教育委員会の活性化が必要であることが示された（清國　2003：81）。また，学習者の視点に立ち，地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能を充実するため，新しい発想に立ち，広い視点からお互いの連携・協力関係を築き上げることを提言した。さらに，現代的課題に関する学習機会を積極的に拡充する必要性も提起された。

4-1-5　1996（平成 8 ）年「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第 1 次答申）

1996（平成 8 ）年中央教育審議会答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第 1 次答申）では，今後の教育のあり方について，ゆとりの中で子どもたちに「生きる力」をはぐくむことが基本であり，「生きる力」は，学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくものとして，家庭や地域社会における教育力を充実していくことを提言された。また，地域社会での活動を通しての子供たちの生活体験や自然体験が著しく不足していることや，都市化や過疎化の進行，地域における人間関係の希薄化，モラルの低下などから，地域社会の教育力は低下していると言われている。このような現状のなか，これからの地域社会の在り方，また，そこでの教育の在り方について問い直してみる必要があると示している。

また，公民館，図書館，博物館，美術館などの社会教育施設の整備が各地で進められてきているが，いまだ十分であるとは言えず，今後もさらに積極的に整備に取り組む必要があるとしている。この答申は子どもの教育環境を整備するため，学校，家庭，地域が連携して子どもの教育を支えることが趣旨であり，この後さまざまな子どもへの教育支援をめざした施策が展開されることとなる（清國　2003：79）。

4-1-6　1998（平成 10）年「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

1998（平成 10）年生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」においては，地方分権と規制緩和の流れのなかで，「社会教育行政は，生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たすべき」としており，「学校教育をはじめ，首長部局，民間の活動等との幅広い連携の下に，人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めていかなければならない」とした。戦後社会教育行政の取り組みを「着実に進展してきた」と評価しつつも，その基本の枠組みを改革する必要があると指摘した。さらに，行政運営の基本に住民参加を置くこと，規制緩和に従い地域の特性に応じた社会教育行政を展開すること，ネットワーク行政を推進すること，情報化時代に対応して学習支援サービスを構築することなど，これまでより具体的な方策を提案した。その趣旨について，松岡（2006：110-111）は，「住民参加を基本に地域の特性を生かしたネットワーク行政を構築し，情報化時代に対応した学習支援サービスを提供する」と要約した。

さらに，この答申では，博物館，図書館，公民館などの社会教育施設をめぐる従来の規制を廃止あるいは緩和することによって，地方公共団体の独自性と地域の特性や地域住民のニーズ

に的確に対応するように求めた（清國　2003：81）。

この答申では，「ネットワーク型行政」の必要性が提唱された。ネットワーク型行政を「生涯学習社会においては，各部局の展開する事業や民間の活動が個別に実施されると同時に，こうした活動等がネットワークを通して，相互に連携し合うことが重要である。これからは，広範な領域で行われる学習活動に対して，様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築していく必要がある」と説明している。

ここでは，多様化する学習ニーズに応えるため，多様な機関間で多様なレベルの連携が不可欠であり，各機関は，その自らの特色や専門性を生かしつつ，相互に連携することの重要性を指摘している。

以上のように，この答申では，社会的な諸変化による多様化，高度化する学習ニーズに対応するため，社会教育行政は，様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに，学習機会の提供を通じて，住民の自主的学習活動を支援し，促進する役割を果たしていく必要性を指摘している（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議　2007）。

4-1-7　1999（平成 11）年「学習の成果を幅広く生かす ── 生涯学習の成果を生かすための方策について ──」

1999（平成 11）年生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす ── 生涯学習の成果を生かすための方策について ──」は，学習成果を社会で通用させるシステムの必要性を提起し，「個人が学習成果を活用して社会で自己実現を図る場として最も緊要な課題となっている。キャリア（職業，職歴ばかりでなく，社会的な活動歴をも含む）開発，ボランティア活動，地域社会での活動をテーマにその振興方策を考察し，できる限り具体的に提言することとした」と示している。

また，ボランティア活動を通じた学習成果の活用について，「ボランティア活動は，ボランティア自身が，現実社会の中でその必要性に気づき，共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った，多様なユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され，創造されていくことが期待される」と示している。

図書館，博物館などの社会教育施設において，住民のボランティア受入れを社会的責務として捉え，積極的に受け入れることが望まれるとしており，施設と学習者双方にとってのメリットについて次のように述べている。

> ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって，ボランティア受入れは，施設にとっては，学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいうべきものであり，施設の運営の活性化にも役立つと期待される。学習者にとっても，活動の場が広がるとともに，学習の場においても学習成果の活用が図られることになり，学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

以上のように，この答申は，生涯学習の目的を生きがいの追求と表現し，その適切な評価が創造性の豊かなお互いの良さを認め合う社会の実現に結びつくと主張しており，共生社会に向けた生涯学習のあり方が提起されている。さらに，これからは，生涯学習の成果の活用促進に力を入れる必要性を提起し，活用の機会や場の開発やそのための社会的な仕組みの構築などが重要な課題になると示した。

4-1-8　2001（平成 13）年「文化芸術振興基本法」／「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 1 次基本方針）」

2001（平成 13）年に，文化芸術の振興に関し，基本理念を定め，国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに，文化芸術の振興に関する施策の基本となる施策を総合的に推進するための「文化芸術振興基本法」が公布された。その第 4 条に「地方公共団体は，基本理念にのっとり，文化芸術の振興に関し，国との連携を図りつつ，自主的かつ主体的に，その地域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する」と述べている。また，「国は，芸術家等及び文化芸術団体が，学校，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関等と協力して，地域の人々が文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造する機会を提供できるように努めなければならない」（第 32 条）と定められている。

「文化芸術振興基本法」の基本方針に基づき，今後の 5 年間を見通し，文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため，2002（平成 14）年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 1 次基本方針）」が閣議決定された。

地方公共団体の役割について，「地方公共団体は，自主的かつ主体的に，国との連携を図りつつ，それぞれの地域と特性に応じて，多様で特色ある文化芸術を振興し，地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担っている」としたうえで，「地方公共団体が，文化芸術の振興を図るに際しては，それぞれの文化芸術の振興のための基本的な方針等に基づき施策を進めることや，広域的な視点から，各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組むことが望まれる」と提言している。

また，「美術館，博物館，図書館等の充実」については，国民の要望の多様化，高度化を踏まえ，美術館・博物館が優れた文化芸術の創造，交流，発信の拠点や，地域住民の文化芸術活動の場として積極的に活用され，その機能・役割が十分に発揮できるよう，「各地域の美術館，博物館の展示等への支援を充実するとともに，学習の場としての機能の充実や，他の美術館，博物館，社会教育施設，学校等との連携した活動を促進する」としている。

4-1-9　2003（平成 15）年に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

博物館法第 8 条に基づき，2003（平成 15）年に文部科学省告示第 113 号「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告知，施行された。この告知は，①地方分権の推進に伴う定量的，画一的な基準の大綱化，弾力化，②多様化，高度化する学習ニーズや国際化，情報化等の

進展に伴う現代的課題への対応，③文化芸術振興基本法（平成 13 年法律 148 号）の成立等文化芸術の重要性の高まり等を踏まえ，従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（昭和 48 年 11 月 30 日文部省告示第 164 号）の全部を改正したものである。

そこで，2001（平成 13）年の社会教育法の一部改正により，地方公共団体が任務を遂行するにあたって，学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要や配慮が求められていることから，「学校，家庭及び地域社会との連携など」においては，「博物館は，事業を実施するに当たっては，学校，社会教育施設，社会教育関連団体，関係行政機関等との緊密な連絡，協力等の方法により，学校，家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする」（第 7 条第 1 項）ことが定められている。

4-2　小括（1992 年～2003 年）

4-2-1　社会的課題へ対応するためのネットワークの推進

1990（平成 2）年社会教育審議会社会教育施設分科会の答申「博物館の整備・運営の在り方について」は，生涯学習に関するサービスを充実するため，博物館相互および生涯学習施設との連携ネットワークを推進する基盤整備が必要であると指摘した。1992（平成 4）年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は，青少年の学校外活動の充実での課題について，社会的課題を視野に入れる必要性と近隣にある地域の各施設との連携を挙げた。また，1994（平成 6）年生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について ── 新たな連携・協力システムの構築を目指して ──」でも，これまでより多様な学習機会を提供するため，市町村における広域的対応の必要性を提起した。さらに，国立の社会教育施設がリーダーシップを発揮し，市町村の施設へ支援することが重要であると指摘している。

さらに，1998（平成 10）年生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」においては，「ネットワーク型行政」の必要性が提唱された。多様化する学習活動が学習ニーズに応えるため，多様な機関間で多様なレベルの連携が必要とし，各機関は，その自らの特色や専門性を生かしつつ，相互に連携することの重要性を指摘している。

以上のように，この時期では，生涯学習社会において，多様な学習機会を提供するためのネットワークの整備に関する提言が多く見られる。

1971 年以降，生涯学習の概念の変化が見られ，それについて，駒見（2014：47）は「当初の生涯学習については，激しい社会的条件の変化に対応するものとして捉えられていた。しかし，1980 年代以降は次第にシフト化され，生きがいのある充実した生活を享受するものとの位置づけに重点が移り，90 年代末には再び現代の諸課題に対する重要性が強調されているのである」と述べている。

4-2-2　学校教育改革によって博学連携の推進

この時期は，完全週五日制や総合的な学習の時間の導入を進めるなど学校教育での改革によって，博学連携の推進に拍車が掛かったと考えられる。しかし，これらの提言を確認すれば，社会教育施設の一つである「博物館」に特化して論じられてきたわけではない（浜田　2014：100-101）。

1990 年代以後，「開かれた学校」「ゆとり教育」「生きる力を育む」等のキーワードのもと，従来の学校のイメージの転換を図る施策が進められている。学校週五日制の導入や総合的な学習の時間などカリキュラム改編をはじめ，奉仕活動・体験活動の充実など学校外の教育機能の活用を試みる施策が徐々に具体化されている（松岡　2006：14）。

4-2-3　ボランティア活動を通した学習成果の活用および施設の活性化

1990（平成 2 ）年社会教育審議会社会教育施設分科会の答申「博物館の整備・運営の在り方について」では，ボランティア活動を「社会参加」，「生きがい」を高めるという自己実現の機会として位置づけるとともに，人材の活用を通して博物館活動の活性化を進めることが目的とされている。

また，1996（平成 8 ）年生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では，ボランティアの受入れは施設の活性化に寄与するだけではなく，参加する人々の生きがいや自己実現にも結び付くものであると示されている。

さらに，1999（平成 11）年生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす ── 生涯学習の成果を生かすための方策について ──」は，学習成果を社会で活用させるシステムの必要性を提起した。そこで，ボランティア活動を通じて学習成果の活用が挙げられ，とくにボランティアの受入れを社会教育施設の本来的な責務とし，積極的なボランティア受入れが望まれるとしている。

この時期では，ボランティア活動を通してボランティアに生涯学習の成果を活用する場の提供をするとともに，社会教育施設を活性化することと生涯学習の成果を還元するメリットがあるという考えがうかがえる。

5．連携対象および生涯学習の概念の拡充期（2004 年～2011 年）

2004（平成 16）年から 2011（平成 23）年までの期間は，地域財政緊縮のなか，社会教育施設が地域における中核的施設となって地域づくりに寄与することが期待されている。また，特定非営利活動促進法の施行などによって，各法令・答申を見ると連携対象が拡大されている動きが見られる。したがって，この時期を経営環境の変化による生涯学習概念の拡充に設定した。

5-1　各法令・答申・報告における連携に関する内容概要

5-1-1　2004（平成 16）年「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）

2004（平成 16）年中央教育審議会生涯学習分科会報告「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）が報告された。本報告は，生涯学習分科会が，平成 15 年から，これまでの振興施策や生涯学習振興の現状等について議論してきた審議の経過を審議経過の報告として一旦まとめたものである。

生涯学習の関係機関・団体等の活動の活性化のための方策について，「各地域における社会教育施設間の連携，及び，大学，企業，民間教育事業者，社会教育関係団体，NPO，地域住民等との間の協働の強化が必要である」と述べた。また，「国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し」では，「協働」について，「お互いの特性を認識し，尊重し合いながら，対等な立場の下に，積極的に協力し合うこと」と定義し，「今後，国や地方公共団体，社会教育施設等においては，民間教育事業者，社会教育関係団体，NPO，地域住民などの関係機関・団体などの関係について，一層の『協働』が必要である」ことが指摘された。

また，地方分権や市町村合併の進展により，国，都道府県，市町村の財政状況が厳しい状況にあるとともに，民間等の役割の重要性が増大している。この現状のなかで，今後，国，都道府県，市町村の役割について，市町村においては，「社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援，生涯学習を通じた地域づくり等を，地域住民の声によく耳を傾けることなどにより，地域住民等と協力して主体的に実施することが期待される。また，施策の実施に当たっては，地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい」とし，都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要であると示している

さらに，この答申では，生涯学習の更なる振興を図っていくため，生涯学習振興法や社会教育法，図書館法，博物館法など関連する法律についても見直しを行うことなどを検討する必要性も提起された。

5-1-2　2005（平成 17）年「地域文化で日本を元気にしよう！」（要旨）

2005（平成 17）年の文化審議会文化政策部会報告「地域文化で日本を元気にしよう！（要旨）」では，地方財政の厳しさ，地域文化施設の整備をハードの整備からソフト事業の充実や地域振興政策における文化的側面の重視への移行などの現状を踏まえて，地域文化の振興に関する取組みの質的な変化について，①行政主導から関係者の連携・協力へ，②地域振興政策における文化の重視，③他分野の政策との連携・協力の 3 点を挙げている。

さらに，今後の地域文化振興における「連携・協力により解決すべき課題と方策」について，①地域の特色ある文化資源の発見と再生，②教育，福祉，観光などの分野との連携，③人材育成等，④地域の文化拠点の活性化，⑤子どもたちの文化芸術活動への支援，⑥文化芸術活動に関する情報発信の 6 点を提言している。

5-1-3　2006（平成 18）年「教育基本法」

2006（平成 18）年に，法律第 120 号により，「教育基本法」（昭和 22 年法律第 25 号）が全面的に改正を行った。そこで，「教育の目的」を「教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第 1 条）と規定している。

また，「生涯学習の理念」という項目を新設し，「国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのである社会の実現が図られなければならない」（第 3 条）と定めている。「社会教育」について，「国及び地方公共団体は，図書館，博物館，公民館その他の社会教育施設の設置，学校の施設の利用，学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めるなければならない」（第 12 条第 2 項）と規定している。

さらに，「学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力」についても，「学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力に努めるものとする」（第 13 条）と新設されている。

5-1-4　2007（平成 19）年「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」

2007（平成 19）年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」が閣議決定された。この第 2 次基本方針は，第 1 次基本方針策定後の諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ，第 1 次基本方針を見直し，今後の 5 年間を見通して策定するものである。

また，人々の要望の多様化，高度化を踏まえ，美術館，博物館などが優れた芸術の創造，交流，発信の拠点や，地域住民の文化芸術の場として積極的に活用され，その機能・役割が十分に発揮できるよう，次の施策が講じられた。

> 美術館，博物館等が，地域の文化芸術の中核となり，長期的かつ継続的な視点に立った運営を行い，他の文化施設や学校等と連携を促進するなど，質の高い活動を活発に展開するよう，支援を行う。

さらに，関係機関などの連携を通じ，文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため，次の 2 つの施策が講じられた。

①施策の実施に際しては，関係府省間の連携・協力を一層推進するとともに，国，地方公共団体，企業，芸術家等，文化芸術団体，NPO，NGO，文化ボランティア，文化施設，社会教育施設，教育研究機関，報道機関などの間の連携を強化する。
②文化芸術と教育，福祉，医療その他の分野の連携により，地域で人々が様々な場で文化芸術

を鑑賞し，参加し，創造することができるよう，芸術家等及び文化芸術団体と，学校，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関等との間の協力の促進に努める。

5-1-5　2006（平成 18）年「新しい博物館制度の在り方について」

2006（平成 18）年に「博物館は，生涯学習や地域づくりの拠点として様々な活動を通じて教育，文化の発展に寄与してきたところである。今日，人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し，さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており，今後，望ましい博物館の在り方を探るとともに，それを実現するための条件整備等を推進する必要がある」という趣旨のもと，文部科学省生涯学習政策局に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」が設置され，2007（平成 19）年に報告書「新しい博物館制度の在り方について」が公布された。

この報告書では，博物館の動向について，公立博物館には予算減少や指定管理者制度や市場化テストなど，私立博物館には公益法人改革等，博物館を取り巻く状況は大きく変化したという現状を述べたうえで，教育基本法の改正などを契機として，生涯学習に向けて，博物館が必要な役割を果たしていくことが求められており，このような流れの中で今後の博物館制度を再構築する必要があると指摘している。

また，博物館に求められる役割について，日本博物館協会が文部省から依託調査を受けてまとめた。2000（平成 12）年「『対話と連携』の博物館」と 2003（平成 15）年「博物館の望ましい姿 ── 市民とともに創る新時代博物館 ──」の 2 つの報告書に基づき，「『集めて，伝える』博物館の基本的な活動に加えて，市民とともに『資料を探求』し，知の楽しみを『分かちあう』博物館文化の創造へ」を打ち出した。「これからの博物館は，その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに，多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく，自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて，学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある」と述べている。

5-1-6　2008（平成 20）年「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ── 知の循環型社会の構築を目指して ──」

2008（平成 20）年中央審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ── 知の循環型社会の構築を目指して ──」は，2006（平成 18）年の教育基本法改正による「生涯学習の理念」（第 3 条），「社会教育」（第 12 条），「学校，家庭，地域住民等の相互の連携協力」（第 13 条）などの規定の充実を踏まえ，提言をしたものである。

今後の生涯学習における具体的な振興方策としては，「社会全体の教育力の向上 ── 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり ──」について，「それぞれの地域社会の教育力向上のためには，学校，家庭，地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわれて，学校，家庭及び地域住民のほか，その地域の企業や NPO 等の関係者が，それぞれに期待される役割を果た

しつつ，緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である」と提言している。

また，博物館について，「博物館においては，各館の特色・目的を明確にした上で，地域の歴史や自然，文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり，地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として，地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また，博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である」と示したうえで，「学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や，例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等，多様な博物館同士が協力することによって，新たな可能性を追求していくことも重要である」と提言した。

5-1-7　2008（平成 20）年「社会教育法等の一部を改正する法律」

2008（平成 20）年に公布された「社会教育法等の一部を改正する法律」は 2006（平成 18）年の教育基本法の改正を踏まえ，社会教育行政の体制の整備等を図るため，社会教育に関する国及び地方公共団体の任務，教育委員会の事務，公民館，図書館及び博物館の運営，司書等の資格要件等に関する規定を整備するものである。

そこで，社会教育法の一部改正では，「国及び地方公共団体の任務」について，次のように定めている。

> 国及び地方公共団体は，社会教育に関する任務を行うに当たっては，社会教育が学校教育及び家庭教育との緊密な関連性を有することにかんがみ，学校教育との連携の確保に努め，及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに，学校，家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする（第 3 条第 3 項）。

また，博物館法改正には，博物館の事業として，「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活用の機会を提供し，及びその提供を奨励すること」（第 3 条第 9 項）が加わっている。

5-1-8　2008（平成 20）年「教育振興基本計画」（第 1 期）

2008（平成 20）年に出された「教育振興基本計画」は改正教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に基づき，2008（平成 20）年度から 2012（平成 24）年度までの 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととするものである。

日本における子どもの学び意欲や学力・体力の低下，問題行動，家庭・地域の教育力の低下などの課題の発生や「少子高齢化」，「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な

変化に対応するため,「教育の果たすべき使命を踏まえ，改正教育基本法において新たに規定された教育の目標や理念の実現に向け，改めて『教育立国』を宣言し，教育を重視し，その振興に向け社会全体で取り組むことが必要」と指摘した。そこで，今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策における考え方について,「教育に関する施策を横断的に捉え直し，その総合的な推進を図る。その際，各施策を通じて PDCA サイクルを重視，より効率的な教育の実現を目指す」としたうえで，次の 3 点を提出した。

① 「横」の連携：教育に対する社会教育全体の連携の強化。
② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現。
③ 国・地方それぞれの役割の明確化。

さらに，改正教育基本法に基づき，その施策の基本的方向として,「社会全体で教育の向上に取り組む」について，①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し，社会全体の教育力を向上させる，②家庭の教育力の向上を図る，③人材育成に関する社会の要請に応える，④いつでもどこでも学べる環境をつくる，の 4 点が挙げられた。

5-1-9　2010（平成 22）年「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」

2010（平成 22）年 3 月，これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議は「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」の報告を出した。この報告は，2008（平成 20）年 6 月に博物館法が改正され，新たに博物館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定が盛り込まれる等の規定等が追加されたことや，2003（平成 15）年 6 月の現行の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示以降の社会の変化を踏まえ，望ましい基準の改正に向けた検討を開始した報告である。

そこで，博物館の今後の方向性については次のように示している。

> 今後，博物館にはその経営・事業の評価，学校や家庭および地域社会との連携，利用者に応じたサービスといった観点からの活動のより一層の充実が望まれる。

さらに,「博物館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する規定の新設（博物館法第 9 条の 2 関係）」については,「地域住民への説明責任及び，個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため，利用者及び地域住民との共通理解を図り，学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であり，このための情報提供を充実することが求められる」と示している。

5-1-10　2011（平成 23）年「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」

2011（平成 23）年の閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」は，

2001（平成 14）年の第 1 次方針と 2007（平成 19）年の第 2 次方針に続く，民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進，過疎化や少子高齢化など文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた方針を打ち出した。第 3 次基本方針は，文化芸術を取り巻く諸情勢の変化などを踏まえて第 2 次基本方針を見直し，今後の 5 年間を見通して策定するものである。

文化芸術振興に関する基本的施策での「地域における文化芸術振興」について，「地域における多様な文化芸術の興隆は，我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において，国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し，個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから，国と地方の適切な役割分担を図りつつ」と述べた。

また，「美術館，博物館，図書館等の充実」について，「美術館，博物館，図書館等が，優れた文化芸術の保存・継承，創造，交流，発信の拠点のみならず，地域の生涯学習活動，国際交流活動，ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され，地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション，感性教育，地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるように取り組んでいくことが重要である」とし，「各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため，博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携の促進に努める」と定めている。

5-1-11　2011（平成 23）年「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

2011（平成 23）年の文部科学省告示第 165 号「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は①2008（平成 20）年の博物館法改正，②利用者のニーズの多様化・高度化，③博物館の運営環境の変化などを踏まえ，従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（2003 年 6 月 6 日文部科学省告示第 113 号）の全部を改正したものである。この基準は，これまでの公立博物館に加え，私立博物館も新たに対象とした。また，趣旨について，「博物館は，この基準に基づき，博物館の水準の維持及び向上を図り，もって教育，学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする」（第 1 条第 2 項）と定めている。

また，第 8 条「学習機会の提供等」では，利用者の学習活動又は調査研究に資することを，博物館が学習機会を提供する目的として追加し，利用者からの求めに応じ，博物館資料に係る説明又は助言を行う業務が追加された。

「学校，家庭及び地域社会との連携など」について，「博物館は，事業を実施するに当たっては，学校，該当博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館，公民館，図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設，社会教育関係団体，関係行政機関，社会教育に関する事業を行う法人，民間事業者等との緊密な連携，協力に努めるものとする」（第 11 条第 1 項）と規定している。さらに，「博物館は，その実施する事業において，利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう，これらの者に対し，展示資料の解説，講演会等に係る企画又は実施業務の補助，博物館資料の調査又は整理その他の

活動の機会の提供に努めるものとする」（第 11 条第 2 項）と挙げられている。

そこで，「『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について」では，「学校，家庭及び地域社会との連携」における留意点について，小学校においては 2011 年度から，中学校では 2012 年度から全面実施される新学習指導要領においても社会科，理科，総合的な学習の時間などにおける博物館等の活用が記載されていることを踏まえ，学校教育との一層の連携を図ることが望まれると明記されている。

5-2　小括（2004 年～2011 年）

5-2-1　地域財政難の解決策として，地域の社会教育施設に寄与

2004（平成 16）年の「今後の生涯学習の振興方策について」では，地方分権や市町村合併で市町村における財政状況が厳しい現状のなか，地域住民と協力し，生涯学習を通じた地域づくりが期待できると示している。さらに，2005（平成 17）年の「地域文化で日本を元気にしよう！（要旨）」では，地域経済の深刻な状況を踏まえ，地域文化が地域づくりや地域再生に寄与するという意義があるとしている。また，2008（平成 20）年に出された「教育振興基本計画」においても，個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす博物館などの社会教育施設の活用を促すことが定められた。

この時期では，指定管理者制度の導入や自治体財政状況の厳しさなどによって，博物館を含めた社会教育施設を取り巻く環境が大きく変化し，その社会的な役割が問い直された。地域における社会教育施設での生涯学習活動を通して，地域課題の解決策になるという側面が強調され，これまでの生涯学習の概念がさらに拡充されたことがうかがえる。

5-2-2　特定非営利活動促進法などによって，連携対象の拡大

1998 年に特定非営利活動促進法（NPO 法）の施行と生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した社会教育行政の在り方について」以降，非営利組織との連携が取り上げられるようになった。この時期の各法令や答申をみると，連携対象が NPO，NGO，地方公共団体，文化芸術団体，観光関係者や，報道機関などが挙げられ，連携対象が拡大されているとうかがえる。

5-2-3　「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の二度の改正

ここでは，これまで「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は 2003（平成 15）年と 2011（平成 23）年に二度改正されており，ここでは，二度の改正の内容と変化について述べる。

1973（昭和 48）年文科省告示第 164 号「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（平成 15 年 6 月廃止）と同時に出された文部省社会教育局長通達「公立博物館の設置及び運営に関する基準の取り扱いについて」（平成 15 年 6 月廃止）では，博物館間の連携について，資料貸借や共同調査研究の実施など博物館相互の連携の必要性を提示した。

2003（平成 15）年に出された文部科学省告示第 113 号「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は，従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（昭和 48 年 11 月 30 日文部

省告示第 164 号）の全部を改正したものである。

そこでは，2001（平成 13）年の社会教育法の一部改正により，地方公共団体が任務を遂行するにあたって，学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要や配慮が求められていることを踏まえ，学校，家庭及び地域社会との連携の推進に努めることが定められた。また，利用者が博物館事業での学習成果を活用できるように努めるべきだと示している。「学校，家庭及び地域社会との連携など」においては，博物館は，学校，社会教育施設，社会教育関連団体，関係行政機関等との連携の推進に努めることが定められている。

2011（平成 23）年の文部科学省告示第 165 号「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は 2008（平成 20）年の博物館法改正を踏まえ，従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（2003 年 6 月 6 日文部科学省告示第 113 号）の全部を改正したものである。この基準では，これまでの公立博物館に加え，新たに私立博物館も対象となった。この基準の趣旨では，博物館は地域の活性化に貢献するよう努めると定めている。また，「学校，家庭及び地域社会との連携など」について，博物館は，社会教育関係団体，関係行政機関，社会教育に関する事業を行う法人，民間事業者などとの連携の推進に努めることが定められている。地域住民と利用者に展示解説や資料の整理・調査などの博物館事業に参加する機会を提供することを規定している。さらに，「『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について」においては，小・中学校新学習指導要領において総合的な学習の時間における博物館等の活用が記載されていることを踏まえ，学校教育との一層の連携を図ることが望まれると明記されている。

以上のように，この二度の改正を通して，博物館の地域社会への貢献が視野に入れられたことがうかがえる。利用者が博物館事業に参加できる機会の提供も重要視されていると考えられる。また，博物館の連携対象について，1973（昭和 48）年には博物館相互の業務上の連携が挙げられた。2001（平成 13）年には，学校，社会教育施設，社会教育関連団体，関係行政機関が加えられ，2011（平成 23）年には，社会教育関係団体，関係行政機関，社会教育に関する事業を行う法人，民間事業者が挙げられた。このように，博物館の連携対象は社会教育施設や行政機関から民間事業者へ拡大していることがうかがえる。

6．地域社会における多様な主体との連携の再構築期（2012 年～2016 年）

2012（平成 23）年から 2015（平成 27）年までの期間では，東日本大震災や地方創生[1] の推進

[1] 2014（平成 26）年 11 月に「地方創生」の理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され，同年 12 月には，同法に基づき今後を目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と，これを実現するための目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においては，将来の方向性として，「自らの地域資源を活用した，多様な地域社会の形成を目指す」ことが挙げられた。

を踏まえ，「文化芸術立国」という文化政策の方針が打ち出され，地域内の学校教育以外の各主体との連携の必要性を改めて提起された。2012（平成 23）年から 2015（平成 27）年までの期間を地域社会における多様な主体との連携の再構築期に設定した。

6-1　各法令・答申・報告における連携に関する内容概要

6-1-1　2012（平成 24）年「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生 100 年　いくつになっても　学ぶ幸せ『幸齢社会』～」

2012（平成 24）年，文部科学省は高齢者教育の現状と課題について整理するとともに，超高齢社会においてプレ高齢者を中心とする成人が取り組むべき学びの在り方を検討することを目的として「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」（設置期間：平成 23 年 9 月 26 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）を設置した。この検討会によって，報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生 100 年　いくつになっても　学ぶ幸せ『幸齢社会』～」が発表された。

そこでは，「社会教育施設等の役割」について，「公民館，図書館，博物館，スポーツ・文化施設，男女共同参画センター，さらには高齢者大学など地域の様々な関連施設は，行政が地域住民のニーズを把握し，多様な学習プログラムを企画し・提供することができる地域の学習拠点である。今後，地域が抱える様々な諸課題へ対応するとともに，多様化する学習ニーズへ対応するための学習機会の充実を図り，地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進する」ことが期待できると示している。

また，「豊かな知識・経験を有する高齢者に活躍してもらえる機会を設定するなど，高齢者の生きがい創出を図る取組を推進する必要がある」とし，活動の成果を活かす場を確保すること必要性が指摘され，その事例として博物館でのガイドボランティアが挙げられた。

6-1-2　2013（平成 25）年「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」

2013（平成 25）年 1 月中央教育審議会生涯学習分科会が発表した「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」において，現在の社会教育行政が抱える課題として，地域コミュニティの変質や多様な主体による社会教育事業の展開，社会教育の専門的職員の役割の変化への対応が十分ではないことが指摘され，従来の「自前主義」から脱却し，「ネットワーク型行政」として社会教育行政を再構築することの必要性が提言されている。

ネットワーク型行政が初めて提言された 1998（平成 10）年生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」を踏まえ，「当時は，社会教育の関係予算・職員等が今と比べて充実しており，ネットワーク型行政の必要性については認識されつつも十分に広がっていかなかった」ということを指摘した。さらに，2008（平成 20）年中央審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ── 知の循環型社会の構築を目指して ──」においても，ネットワーク型行政が取り上げられた。そこでは，特に学校教育等との連携

や支援体制の強化については具体的な振興施策とともに提言された。しかし，「それらの連携・協働は相当に進んだものの，それら以外の多様な主体との連携・協働は，必ずしも十分に進んでいないのが現状である」と指摘できる。

また，行財政改革の進展によって，地方公共団体の社会教育の関係予算が全体として減少する傾向のなか，1998（平成 10）年の「特定非営利活動促進法」の成立により，NPO 活動が急速に拡大し，これまで以上に多様な主体による社会教育事業が展開されるようになった。人々の学習ニーズの多様化・高度化も進み，社会教育行政のみで適切に対応していくことでは限界があるとしている。

このような現状の中，学校教育以外の主体との更なる連携・協働を推進していくため，改めて「ネットワーク型行政の推進」の重要性が強調された。

6-1-3　2013（平成 25）年「教育振興基本計画」（第 2 期）

2013（平成 25）年 6 月に「教育振興基本計画」（第 2 期）（以下「第 2 期計画」）が閣議決定された。この第 2 期計画は，教育基本法に基づき国が策定する教育の振興に関する総合計画であり，今後目指すべき教育の姿や 2013 年から 2018 年までの 5 年間に取り組むべき具体的方策・施策などを明らかにしたものである。そこで，目指すべき方向性として「地域を基盤とした自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の実現」を掲げている。

第 2 期計画は，生涯各段階を貫く教育行政の 4 つの基本的な方向性を設定した。その 4 つの基本的方向性とは，①社会を生き抜く力の養成，②未来への飛躍を実現する人材の養成，③学びのセーフティネットの構築，④絆づくりと活力あるコミュニティの形成である。

特に，その計画の中で「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を重要な方向性として位置付けている。その取組をより効果的に進めるためには，個人の取り組みに委ねるのではなく，社会全体の協働関係において推進すること，いわゆる社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の充実は重要とし，学校区における学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築などを成果指標として掲げるとともに社会教育・生涯学習行政分野を中心に多くの方策・施策を示している。

6-1-4　2015（平成 27）年「文化芸術の振興に関する基本的な方針 ── 文化芸術資源で未来をつくる ──」（第 4 次基本方針）

2015（平成 27）年の閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針 ── 文化芸術資源で未来をつくる ──」（第 4 次基本方針）は，第 3 次方針策定時（平成 23 年 2 月）以後の諸情勢の変化（地方創生，2020 年東京大会，東日本大震災等）を踏まえた「文化芸術立国」の姿を明示した文化政策の方針を提出し，今後 2015 年から 2020 年までおおむね 6 年間を対象期間として策定するものである。

そこで「美術館，博物館，図書館等の充実」について，「美術館，博物館，図書館等が，優れた文化芸術保存・継承，創造，交流，発信拠点のみならず，地域生涯学習活動，国際交流活動，

ボランティア活動や観光等拠点としても積極的に活用され地域住民文化芸術活動場やコミュニケーションを通じた絆づくり，感性教育，地域ブランドづくり場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう」，2011（平成 23）年の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 3 次基本方針）に引き続き，「各地域に所在する貴重な文化芸術資源計画的・戦略的な保存・活用を図るため，博物館・図書館・公文書館（MLA）等連携促進に努める」ことを再び強調した。

6-1-5　2015（平成 27）年「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

2015（平成 27）年中央審議会はこれからの社会情勢の変化や地方創生の動向を踏まえ，学校と地域の連携・協働を一層推進していくための方策や仕組みを提言し，「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申した。

この答申の理念は，「未来を創り出す子供たちの成長のために，学校のみならず，地域住民や保護者等も含め，国民一人一人が教育の当事者となり，社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり，そのことを通じ，新たな地域社会を作り出し，生涯学習社会の実現を果たしていく」と掲げられている。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化などによる地域社会の教育力の低下や，家庭教育の充実の必要性が指摘されている。これから目指すべき学校と地域の連携・協働の在り方について以下の 3 点を述べている。

① 地域住民等と目標やビジョンを共有し，地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換。
② 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら，学校，家庭及び地域が相互に協力し，地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築。
③ 学校を核とした協働の取組を通じて，地域の将来を担う人材を育成し，自立した地域社会の基盤を図る「学校を核とした地域づくり」の推進。

また，この答申では，「主体性を持った社会の担い手育成と，あらゆる世代が一体となった地域活性化の両立を目指していくことにより，地域住民の主体的な参画による，子供たちの生きる力の育成と地方創生の実現につなげていく必要がある」と改めて学校，家庭，地域住民の主体的な参加の重要性をまとめた。

6-2　小括（2012 年～2016 年）

1998 年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方につい

て」では，地方分権や規制緩和などに対応するために，「ネットワーク型行政」の必要性が提唱された。しかし，2013 年の中央教育審議会生涯学習分科会の「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における論点の整理」では，「ネットワーク型行政」の十分な成果がみられないと指摘している。今後の社会環境に対応するために，学校教育以外の多様な主体と連携した「ネットワーク型行政」の再構築の必要性を強調した。

また，「第 2 期計画」では，「地域を基盤とした自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の実現」という方向性を掲げて，社会全体の協働関係の構築を推進し，社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を充実させることが重要であると示している。2015（平成 27）年中央審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」は，学校と地域が抱えている課題を解決するために学校教育を核とした地域との連携・協働の重要性を提起した。

さらに，2015（平成 27）年の閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針 ── 文化芸術資源で未来をつくる ──」（第 4 次基本方針）では，「文化芸術立国」という文化政策の方針を打ち出した。以上のように，この時期では，東日本大震災や地方創生など諸情勢の変化のもと，「文化芸術立国」の実現に向けて，これまでの連携の方策の課題とあり方の再確認を行なったと考えられる。

7．おわりに

本稿は，1971（昭和 46）年以降博物館における連携に関する施策の概要と変遷を 4 つの時代に分類し，概観した。1970 年代は生涯学習体系へ移行するための施策整備が行われた。また，90 年代になると教育改革によって博学連携の推進がみられる。2000 年以降，地方分権の動きや地域の財政難によって，社会教育施設が地域課題の解決策として期待され，博物館外部との連携が求められている。さらに，2014 年地方創生の理念が提出され，地域の観光関係の団体などこれまで以上に多様な団体との連携が必要であると指摘されている。今後は，各施策の変遷およびその成果をより具体的に把握するために，各施策が出されてから，国や自治体の補助金の動向や事業などを確認する必要があると考えている。

最後に，資料の閲覧に際してご協力していただいた，文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課専門職・鳥越留美子様，國學院大学文学研究科・青木豊教授に対し，厚くお礼申し上げます。

（たく　げんれい・歴史地域文化学専攻）

参考文献リスト

青木豊
　2010「博物館学史序論」『國學院大學博物館学紀要』(34)，pp1-14
伊藤真木子
　2015「社会教育における連携の意味」鈴木真理・伊藤真木子・本庄陽子編『社会教育の連携論 ── 社会教育の固有性と連携を考える ──』pp7-20，学文社
岩永雅也
　2012『現代の生涯学習』放送大学教育振興会
加藤有次
　2000「Ⅱ　博物館学史」『新版　博物館学講座　第 1 巻　博物館学概論』pp27-46，雄山閣
清國祐二
　2003「日本における生涯学習政策の展開 ── 国レベルを中心に」鈴木眞理・松岡廣路編著『生涯学習と社会教育』pp69-86，学文社
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2006『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2007『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2008『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2009『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2010『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2011『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2012『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2013『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2014『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
　2015『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
駒見和夫
　2014『博物館教育の原理と活動』学文社
日本博物館協会
　2001『『対話と連携』の博物館：理解への対話・行動への連携：市民とともに創る新時代博物館：文部省委嘱事業『博物館の望ましいあり方』調査研究委員会報告（要旨）』日本博物館協会
浜田宏明編
　2014『博物館の理論と教育』朝倉書店
松岡廣路
　2006『生涯学習論の探求 ── 交流・解放・ネットワーク』学文社
山本哲也
　2011「博物館学史の編成について」『博物館学雑誌』37(1)，pp51-84

付属資料 1

	関係法令				答申・告示など		
生涯学習体系へ移行するための基盤整備期	1971（昭和 46）年				4 月 30 日	社会教育審議会答申	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」
	1973（昭和 48）年				11 月 30 日	文部省告示第 164 号	「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（平成 15 年廃止）
						各都道府県教育委員会教育長あて文部省社会教育局長通達	「公立博物館の設置及び運営に関する基準の取り扱いについて」
	1979（昭和 54）年				6 月 8 日	中央教育審議会答申	「地域社会と文化について」
	1981（昭和 56）年				6 月 11 日	中央教育審議会答申	「生涯教育について」
	1985（昭和 60）年				6 月 26 日	臨時教育審議会	「教育改革に関する第 1 次答申」
	1986（昭和 61）年				4 月 23 日	臨時教育審議会	「教育改革に関する第 2 次答申」
					12 月 3 日	社会教育審議会社会教育施設分科会報告	「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」
	1987（昭和 62）年				4 月 1 日	臨時教育審議会	「教育改革に関する第 3 次答申」
					8 月 7 日	臨時教育審議会	「教育改革に関する第 4 次答申（最終答申）」
	1990（平成 2）年	6 月 29 日	法律第 71 号	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興整備法）公布（平成 14 年改正）	1 月 30 日	中央教育審議会答申	「生涯学習の基盤整備について」
					6 月 29 日	社会教育審議会社会教育施設分科会報告	「博物館の整備・運営の在り方について」
教育改革や地方分権などの動きに対応する施策期	1992（平成 4）年				2 月 20 日	青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議	「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」
					7 月 29 日	生涯学習審議会答申	「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」
	1994（平成 6）年				9 月 20 日	生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告	「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について―新たな連携・協力システムの構築を目指して―」
	1995（平成 7）年	5 月 19 日	法律第 96 号	「地方分権推進法」公布			
	1996（平成 8）年				4 月 24 日	生涯学習審議会答申	「地域における生涯学習の充実方策について」
					7 月 19 日	中央教育審議会答申	「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第 1 次答申）
	1998（平成 10）年	3 月 25 日	法律第 7 号	「特定非営利活動促進法」（NPO 法） 公布	9 月 17 日	生涯学習審議会答申	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」
	1999（平成 11）年				6 月 9 日	生涯学習審議会答申	「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―」
	2000（平成 12）年	7 月 16 日	法律第 87 号	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法） 公布			
	2001（平成 13 年）	12 月 7 日	法律第 148 号	「文化芸術振興基本法」公布			
	2002（平成 14）年	3 月 31 日	法律第 15 号	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興整備法）改正	12 月 10 日	閣議決定	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 1 次基本方針）
	2003（平成 15）年	6 月 13 日	法律第 81 号	「地方自治法の一部を改正する法律」公布	6 月 6 日	文部科学省告示第 113 号	「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」
						15 文科生第 344 号　各都道府県教育委員会教育長あて文部科学省生涯学習政策局長通知	「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告知について
連携対象および生涯学習の概念の拡充期	2004（平成 16）年				3 月 29 日	中央教育審議会生涯学習分科会報告	「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）
	2005（平成 17）年				2 月 2 日	文化審議会文化政策部会報告	「地域文化で日本を元気にしよう！」（要旨）
	2006（平成 18）年	12 月 22 日	法律第 120 号	「教育基本法」全面的改正			
	2007（平成 19）年				2 月 9 日	閣議決定	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 2 次基本方針）
					6 月 15 日	これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議	「新しい時代の博物館制度の在り方について」（報告）
	2008（平成 20）年	6 月 11 日	法律第 59 号	「社会教育法等の一部を改正する法律」公布	2 月 19 日	中央教育審議会答申	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について―知的循環型社会の構築を目指して―」
			法律第 59 号	「博物館法」改正	6 月 11 日	20 文科生第 167 号　内閣府政策統括官（共生社会政策担当）　国立国会図書館長あて文部科学省生涯学習政策局長通知	「社会教育法などの一部改正する法律等の施行について」
					7 月 1 日	閣議決定	「教育振興基本計画」（第 1 期）
	2010（平成 22）年				3 月	これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議	「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」（報告）
	2011（平成 23）年				2 月 8 日	閣議決定	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 3 次基本方針）
					12 月 20 日	文部科学省告示第 165 号	「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」
						23 文科生第 660 号各都道府県教育委員会教育長あて文部科学省生涯学習政策局長	「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について
地域社会における多様な主体との連携の再構築期	2012（平成 24）年				3 月	超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会	「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生 100 年　いくつになっても　学ぶ幸せ『高齢社会』～」
	2013（平成 25）年				1 月	中央教育審議会生涯学習分科会	「第六期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」
					6 月 14 日	閣議決定	「教育振興基本計画」（第 2 期）
	2015（平成 27）年				5 月 22 日	閣議決定	「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―」（第 4 次基本方針）
					12 月 21 日	中央教育審議会答申	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について」